

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年1月10日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. ○○○と○○○との覚え書をした件で、県に報告された書類全部 2. 出島海岸の親水公園（○○○）との占用許可書及び申請書と領収書まで全部。現在から過去3年間」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年1月24日、実施機関は、本件請求のうち、「1. ○○○と○○○との覚え書をした件で、県に報告された書類全部」（以下「公文書①」という。）について公文書公開請求拒否決定を行った。「2. 出島海岸の親水公園（○○○）との占用許可書及び申請書と領収書まで全部。現在から過去3年間」については「海岸保全区域等占用許可申請書（更新分）」（以下「公文書②」という。）及び「出島海岸の親水公園（○○○）との占用許可書及び領収書」（以下「公文書③」という。）と特定し、公文書②については条例第8条第2号に規定する情報に該当するため公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を、公文書③については公文書公開請求拒否決定処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年1月29日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年3月15日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県はあるべき書類を隠したため出せ。

2 審査請求の理由

県は、本来出すべき書類（領収等の関係書類）を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている公文書のうち、県が保有する「海岸保全区域等占用許可申請書（更新分）」については、条例第8条第2号に該当する部分を非公開とする本件処分を行った。

また、審査請求人が審査請求の理由としている「本来出すべき書類（領収等の関係書類）」については、条例第7条第2号に基づき、県は保有していない。このため、令和2年1月24日、実施機関は、条例第12条第3項の規定に基づき、公文書公開請求拒否決定処分を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年 3月15日	諮問
令和7年 3月18日 第2部会（第21回）	審議
同 年 4月22日 第2部会（第22回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

本件請求のうち、「2. 出島海岸の親水公園（〇〇〇）との占用許可書及び申請書と領収書まで全部。現在から過去3年間」について、実施機関は「海岸保全区域等占用許可申請書（更新分）」（公文書②）と特定し、本件処分を行っている。

審査請求人は、「本来出すべき書類（領収等の関係書類）」の存在を主張しているが、「占用許可書及び申請書と領収書まで全部」のうち占用許可書及び領収書（領収証書）は、占用の許可を受けた者が保有しているべき文書であり、許可をした側である実施機関がこれらの文書を保有していることは通常あり得ない。

したがって、実施機関が行った公文書の特定は、妥当なものと認められる。

2 非公開部分の条例第8条第2号の該当性について

当審査会において、本件請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、条例第8条第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、この部分を非公開としたことについての実施機関の説明に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	